

別 添

訪問介護サービス内容に関するQ & A

(平成21年4月改正版)

※ このQ & Aは、「平成20年度介護保険指定事業者集団指導」資料(69ページから)に掲載の「介護保険サービスに係るQ & A集」に別添として収録(P11~P14)したものを今回全面改正したものです。

なお、当該Q & Aについても従前(Q & A集表紙に記載)のとおり、具体の個別事例によっては保険者の見解及び取扱いが異なる場合があるので、保険者に確認の上、サービス提供を行ってください。

1 身体介護

【利用者の居宅外で行われるもの】

1	通院の帰りに、道沿いにあるスーパーや商店に立ち寄って買い物をする。	<p>訪問介護は、「介護保険法第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない」とされ、また、訪問介護の通院・外出介助については、「利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、(場合により)院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。」(平成12年3月1日付け 老企第36号通知 第二の1(6))とされている。</p> <p>通院帰りの立ち寄りとして、例えば、院外処方箋に基づく保険調剤薬局(当該通院・外出の目的と直接関連するもの)や、水分補給を目的とした飲料水の購入、排泄のためのトイレの借用等(当日の心身の状況から必要となる立ち寄り)は当該通院・外出介助の一連のサービス行為の範囲とみなして介護給付費の算定対象として差し支えない。</p> <p>一方、「通院と買い物」や「複数の医療機関」など目的及び目的地が複数ある場合の通院・外出介助については、居宅を介した一連のサービス行為とみなし得るか個別のケースによって異なるため、介護給付費を算定する場合は、利用者の心身の状況を踏まえ、その必要性、合理的理由等について明確にした上で、保険者の判断を得てケアプランに位置付けられたい。</p> <p>なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」については、居宅でのサービス提供を含む往路、復路それぞれが独立したサービス提供として介護給付費の算定が行われるため、居宅外から居宅外(病院⇒スーパー等)への移送に伴う介護については介護給付費を算定することはできない。</p>
2	病院、診療所、あんま、マッサージ、整復の施術所、整骨院、針灸灸等へ自費で通う。	<p>医療保険対象か否かではなく、①その通院が日常生活上必要かどうか、②要介護者等の身体状況等から通院のための介助が必要かどうか、この二点を満たすかどうかで個別的に判断する必要がある。ただし、治療のためではなく単なる慰安を目的とするものは介護給付費を算定することはできない。</p>
3	利用者の希望により、遠方の特定した店へ買い物に行く。	<p>単に利用者の希望による場合は、介護給付費を算定することはできない。日常生活上必要な物品が、遠方まで行かなければ購入できないとは考え難いが、地域の特性等に応じてどうしても遠方へ行かなければ購入できない等のやむを得ない理由がある場合に限り介護給付費を算定することとして差し支えない。</p>
		<p>利用者の趣味嗜好品の買い物を目的とする外出介助については「日常生活上必ずしも必要か」として考え難いことから介護</p>

4	利用者の趣味嗜好品を買いに行く。	給付費を算定することはできない。また、生活援助における買い物代行についても同様である。なお、趣味嗜好品とは、日常生活上必要な日用品と考え難い物。例えば、宝くじ、中元・歳暮の品、酒、たばこ等。
5	就労就学、所属する団体の定期大会（株主総会など）参加、などのため外出する。また、外出先での介助を要する。	訪問介護は、利用者の居宅において行われる入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をいい、居宅外におけるサービス提供は、一部の例外（通院・外出介助）を除いて介護給付費を算定することはできない。就労就学、所属する団体の定期大会参加にかかる外出介助及び外出先での付添介助については、日常生活上の世話にあたらなため介護給付費を算定することはできない。
6	市役所等官公署・公共施設へ申請・届出等の手続きに行かなければならない。	利用者の日常生活上、社会生活上必要な用件（申請、届出等生活上必要な手続き）である場合は、外出介助（当該施設内における単なる待ち時間及び当該施設スタッフが対応するものは除く。）として介護給付費を算定することができる。なお、対象となる官公署・公共施設やその用件の範囲については、利用者個々人の心身の状況や生活実態等により日常生活における必要性が異なるので、個別の事例についてその必要性を明確にした上で（判断に迷う場合は保険者に確認の上）ケアプランに位置付けられたい。
7	生活費を出金するために金融機関へ行く。	利用者の生活に必要不可欠のものであれば、外出介助として介護給付費を算定することができる。（金融機関内における単なる待ち時間及び当該施設スタッフが対応するものは除く。）なお、金融機関内における利用者からの依頼による手続き代行（ATMの操作等）は、利用者の預金高や暗証番号等の重要な個人情報を取り扱うことから、できるだけ利用者本人が行うよう慎重に対応されたい。
8	近所を散歩する。	散歩の同行については、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、介護報酬の算定は可能である。
9	入院している知人や親類の見舞いに行く。	知人や親類の見舞いのための外出の介助は、日常生活上の世話にあたらなため、介護給付費を算定することはできない。ただし、入院している家族（配偶者等）の見舞いであって、日常生活上必要性が認められる病院への頻繁でない見舞いであれば、その必要性、合理的理由について明確にした上でケアプランに位置付けることにより介護給付費を算定することとして差し支えない。
10	地域の催し（盆踊り、カラオケ大会など）への参加や、気分転換のための小旅行やドライブに外出する。	利用者の趣味趣向に関わる行為であり、日常生活上の世話にあたらなため、介護給付費を算定することはできない。
11	選挙の投票に行く。	社会的事由（公民権の行使）による外出介助として日常生活上の世話にあたるため、介護給付費を算定することができる。
		冠婚葬祭への出席は、基本的に家族親戚等、しくは抽選者等が

12	冠婚葬祭、墓参りなどのために外出する。	介護を兼ねて同行するのが通例であり、当該外出の介助は、利用者の日常生活上の世話にあたらなため、介護給付費を算定することはできない。
13	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活・療養介護のサービスを受けに行く。	「通所サービス又は短期入所サービスにおいて、利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行う場合、当該利用者の心身の状況により当該事業者の送迎車を利用できないなど特別な事情がない限り、短期入所サービスの送迎加算を算定することとし（通所サービスは基本単位に包括）、『通院等のための乗車又は降車の介助』は算定できない」（平成12.3.1付け老企第36号通知 第二の2(8)）とされている。なお、利用者の心身の状況等により当該事業所の送迎車が利用できない等の特別な事情がある場合は、適切なアセスメントに基づき、その必要性、合理的理由を明確にして、ケアプランに位置付けることにより、訪問介護で対応して介護給付費を算定することも可能である。ただし、通所サービスについては、すでに、通所介護費（通所リハビリ費）に送迎に要する費用が評価されていることから、訪問介護員等による送迎を、別途、訪問介護費として算定することはできない。
14	サービス選択のために、通所介護、通所リハビリ、介護保険施設、短期入所生活・療養介護などの施設を見学に行く。	利用者の日常生活上の世話として、自由なサービス選択を促すために必要であると考えられるため、介護給付費を算定することができる。
15	リハビリを目的として、自費でプールに通う。	医療施設や民間のリハビリを自費で通う場合の外出介助は、介護給付費を算定できるが、プール利用のための外出介助は、日常生活上の世話にあたらなため介護給付費を算定することはできない。
16	訪問理美容サービスが行われていない地域で、散髪に行く。	一般的に単に散髪のための外出介助については、生活支援事業を活用されたい。なお、地域の状況を勘案し、他のサービス、ボランティア事業等の利用が困難な場合、例外的な行為として保険者の判断で介護給付費を算定することとして差し支えない。なお、この場合もケアプラン上、健康チェック、環境整備等の諸準備を含む一連の行為として行われることが前提である。
17	銭湯に行く。	居宅に浴室がない若しくは狭いため居宅において入浴介助ができない場合は、訪問入浴や通所介護等の利用を検討すべきである。個別事例において、利用者の心身の状況、生活環境等により、訪問入浴や通所介護等の方法により難しい場合、適切なアセスメントに基づきその必要性、合理的理由等について明確にした上で、保険者の判断を得てケアプランに位置付けることにより、銭湯利用による入浴介助について介護給付費を算定することも可能である。なお、銭湯利用による入浴介助の実施にあたっては、事前に銭湯事業者の了解、事故が起こった場合の対応、訪問介護事業者（ヘルパー）の理解を得る等の調整をしておくことが必要である。

【その他身体介護】

		利田者が居室において行う運動等の介助は 日常生活上の世話に
--	--	-------------------------------

18	居宅において、体操、歩行訓練などの運動を行う。	あたらないため介護給付費(訪問介護)を算定することはできない。目的が機能回復にあるのであれば、医療系サービスや通所系サービスを検討されるべきである。
19	ガーゼ交換やたん吸引等、家族が出来る医療行為を代わりに行う。	一般的に医行為については、「訪問介護」ではなく「訪問看護」で対応されるべきである。なお、訪問介護員が行うことができると考えられる行為については、国の通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日付け 医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知)が発出されているので参考とされたい。また、利用者本人や家族が医行為を行う際に、ヘルパーが側で身体を支える等、利用者や家族が医行為を行い易いように手助けすることは可能である。
20	通院介助で昼食時間帯をまたがる場合、利用者の希望により食事に同席する。	通院介助は、病院への移動介助及び必要により院内での介助を行うものであるため、一緒に昼食を食べる時間はサービス提供時間に含まれない。ただし、日常的に食事介助が必要な利用者であって、適切なアセスメントにより、その必要性、合理的理由等について明確にした上でケアプランに位置付けることにより、食事介助の所要時間を含めて介護給付費を算定することができる。

2 生活援助

21	昼間独居の利用者の場合、家族の共有部分の掃除を行えるか。よい場合は、どの部分の掃除がよいのか。	共用部分の掃除は、一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例として、直接本人の援助に該当せず、家族が行うことが適当である行為とされている(平成12.11.16 老振第76号通知参照)「主として利用者が使用する居室等以外の掃除」にあたるため、基本的には介護給付費を算定することはできない。ただし、利用者本人の使用により汚してしまった場合のやむを得ない対応として掃除を行う場合は「直接本人の援助」と考えられ、介護給付費の算定の対象として差し支えない。
22	季節的に使用する冷暖房器の出し入れや掃除をすることは可能か。	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例の「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」として「家具・電気器具の移動、修繕、模様替え」が示されている。冷暖房器の出し入れや掃除もこれに類する行為と考えられるが、個別の事例において、当該行為が特段の技術や手間を必要とせず訪問介護員が行うことが可能なもので、日常的に行われる家事の範囲であると考えられる場合は介護給付の算定の対象として差し支えない。なお、判断に迷う場合は保険者に確認されたい。
23	台所の換気扇の掃除は行えるか。	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例の「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」として「大掃除、窓ガラス磨き」が示されている。換気扇やレンジフードの掃除もこれに類する行為と考えられ、介護給付費を算定することはできない。
24	生活援助(調理)のサービスとして、弁当を購入してもよいのか。	生活援助のサービスとして「一般的な調理」が位置付けられているにもかかわらず、弁当を購入して届けるという方法により食事を提供することは生活援助(調理)のサービスの提供にはあたらない。また、弁当を購入して届けるという方法をもって当該サービス提供の目的が達成できるのであれば、市の配食サービス等の利用を検討すべきである。

25	利用者が独居の場合、庭の掃除、草抜き、窓磨きなどは算定対象となるか。	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例として、「草むしり」、「窓ガラス磨き」、「植木の剪定等の園芸」等が示されており、利用者が独居であるかどうかに関わらず、日常生活上の援助に該当しないため、介護給付費を算定することはできない。なお、利用者の居室であって、窓の埃をとるため軽く窓拭きをする等日常の掃除の範囲内と考えられる行為については介護給付費の算定の対象として差し支えない。
26	利用者が毎日の掃除機かけなどのサービスを希望している場合、算定可能か。	日常的に行われる範囲で、利用者の心身の状況から必要と考えられる場合は介護給付費の算定の対象とすることができる。ただし、本人の希望のみによる提供ではなく、適切なアセスメントの結果に基づくケアプランに位置付けられたサービスであることが必要である。
27	利用者宅における、家具、電気器具等の移動、また模様替えは算定対象となるか。	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例の「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」として、「家具・電気器具の移動、修繕、模様替え」が示されており、日常的に行われる家事の範囲を超えると考えられる場合は、介護給付費の算定の対象にはならない。例えば、日常的な掃除の際に、椅子やコタツ等を一時的に移動する等の行為は、日常的に行われる家事（掃除）の範囲として介護給付費の算定の対象として差し支えない。
28	利用者宅における電球や掛け時計の電池の交換は対象となるか。	同居家族がいるならば、家族が行うべきと考えられる。利用者が独居の場合や、同居家族が障がい、疾病その他やむを得ない事情により対応が困難な場合は、当該行為が特段の技術や手間を必要とせずに訪問介護員が行うことが可能なものであれば、「日常生活の援助」に該当する行為として介護給付費の算定の対象となる。
29	予定していた時間よりも家族が早く帰宅した場合、サービス提供は出来るか。	サービス提供中に、同居家族がたまたまその日、何らかの理由で予定時刻より早く帰宅した場合でも、訪問介護計画に基づきサービスを提供し、介護給付費を算定して差し支えない。
30	独居の利用者が居住している集合住宅のエレベーターの掃除は、生活援助としてサービス提供できるか。	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例の「『直接本人の援助』に該当しない行為」として、「主として利用者が使用する居室等以外の掃除」が示されており、集合住宅のエレベーターの掃除もこれに該当することから介護給付費を算定することはできない。ただし、利用者本人の使用により汚してしまった場合のやむを得ない対応として掃除を行う場合は「直接本人の援助」と考えられ、介護給付費の算定の対象として差し支えない。
31	独居で使っていない部屋の掃除は対象となるか。	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例の「『直接本人の援助』に該当しない行為」として、「主として利用者が使用する居室等以外の掃除」が示されており、独居であっても介護給付費の算定の対象とはならない。
32	独居の利用者が飼っている犬の散歩ができるか。	一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例の「『日常生活の援助』に該当しない行為」として、「犬の散歩等ペットの世話」が示されており、独居であっても介護給付費を算定することはできない。
		代誌・代筆は 介護保険の「日常生活の援助」に該当しない

33	視覚障がい者への代読や代筆は生活援助として算定可能か。	行為であり、身体介護にも該当しないことから、当該行為のみをもって介護給付費を算定することはできない。障がい福祉サービスやボランティア等他の手段の活用を検討されたい。ただし、訪問介護の提供に付随する「サービス準備・記録等」において行う「相談援助、情報収集・提供」行為として、新聞、チラシ、郵便物、回覧板等の短時間の説明や読み聞かせ等を行った場合については、これに要した時間を含め介護給付費を算定して差し支えない。
34	引越しの荷造りについて、生活援助として算定可能か。	日常的に行われる家事の範囲を超える行為であり、「日常生活の援助」とは考えられないため、介護給付費を算定することはできない。
35	一人のヘルパーで対応できるが、本人の申し出により、二人のヘルパーを派遣することは可能か。	同時に2人の訪問介護員が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときであっても、「別に厚生労働大臣が定める要件」を満たさない場合、所定単位数の100分の200に相当する介護給付費を算定することはできない。ここでいう「別に厚生労働大臣が定める要件」とは、国の告示（「厚生労働大臣が定める者」（平成12年2月10日付け厚告第23号））により、 イ 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合。 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合。 とされている。実施にあたっては、適切なアセスメントに基づきケアプランに位置付けられ、利用者又はその家族等の同意が得られている必要がある。なお、具体的事例が、前記イ、ロ、ハに該当するかの判断がつかない場合は、保険者に確認されたい。
36	認定調査の立会いをヘルパーにしてもらえるか。	認定調査に際しては、できるだけ正確な調査が行えるよう、家族等の調査対象者の日頃の状況を把握している者に立ち会ってもらうことが重要であるが、調査対象者本人が訪問介護員の立ち会いを希望した場合であっても、立ち会い行為は、日常生活の援助にはあたらないため介護給付費を算定することはできない。